

## 「越前かにかにファンクラブ」会員規約

### (名称)

第1条 本会は、「越前かにかにファンクラブ」(以下「本会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 本会は、越前町に関心を寄せる方々に対し、四季折々の魅力、イベント、観光、特産等の地域情報を発信することにより、末永く交流を持てる、越前町を愛し応援してくれるファンづくりを行うことを目的とする。

### (運営主体)

第3条 本会の事務局は、一般社団法人越前町観光連盟内に置く。

### (会員)

第4条 本会の会員は、所定の申込手続きを経て会員となるものとする。

- 2 入会希望者は、入会の申し込みにあたり、次に掲げる事項に同意することとする。
  - (1) 事務局が会員の住所・氏名・電話番号等の個人を特定するための必要な情報を名簿に登録すること
  - (2) 入会可能な年齢は18歳以上(高校生は不可)とする
  - (3) 本会の運営上必要な場合に限り、事務局が個人情報を利用すること
- 3 次に掲げる事由に該当する場合は、入会を承認しないことがある
  - (1) 申込内容に虚偽の記載があった場合
  - (2) 入会を承認しない正当な事由がある場合
  - (3) 入会希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成者であり、又は宗教団体への勧誘活動若しくは違法な販売活動を行う者である場合

### (入会金及び会費)

第5条 入会金及び会費は無料とする。

### (事業)

第6条 本会は第2条の目的を達成するため、会員に対する情報の提供、会員を対象とした物品、サービスの提供など、必要な事業を行うこととする。

### (登録)

第7条 本会は登録制とし、会員になろうとする者は、登録申込を申請するものとする。

### (登録事項の変更)

第8条 会員の登録事項に変更があった場合は、事務局に速やかに報告するものとする。

- 2 前項に該当する届け出がない為またはその届け出が不十分である為、事務局からの通知その

他の送付物が延着または未着となった場合は、事務局は当該送付物が通常到着すべきときに会員に到着したものとみなし、その責任を負わないものとする。

(退会)

第9条 会員が退会しようとする場合は、退会申込を申請するものとする。また、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は退会したものとみなすことができる。

- (1) 会員が退会する旨を事務局に申し出たとき
- (2) 申込書に記載された連絡先へ一定期間（1年間以上）連絡がとれないとき

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、会員資格を喪失する。

- (1) 会員が死亡した場合
- (2) 故意または重大な過失により本会に損害を与えた場合
- (3) その他会員としてふさわしくない行為があった場合

(個人情報)

第11条 事務局は、会員を特定することができる情報（以下「個人情報」という。）を、本会の目的の達成に必要な範囲を超えて利用しない。

2 事務局は、次に掲げる場合を除いて、会員の個人情報を第三者に開示及び提供しない。

- (1) 本人の承諾がある場合
- (2) 公共の利益の保護のため必要がある場合又は法令により開示を求められた場合
- (3) 各種文書の発送について外部業者に委託する場合

(会則の変更)

第12条 本会運営上必要と認めた場合は、予告なく本規約を変更する場合がある。その場合は、ホームページへの掲載により告知するものとし、その告知をもって変更の効力を生じるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和元年6月1日から施行する。